

芝山町学童クラブ運営事業者公募型プロポーザル審査基準

1 基本事項

審査については「芝山町学童クラブ運営事業者公募型プロポーザル実施要綱」に定められた選定委員会にて行い、受注候補者及び次点受注候補者を特定することとする。

2 配点及び評価項目

別紙「芝山町学童クラブ運営事業者公募型プロポーザル審査基準表」のとおりとする。

3 審査方法

- ① 第一次審査は参加表明書類に基づき参加資格の審査をし、採点を行う。

参加資格を有する参加表明者が多数の場合は、令和7年10月1日時点で千葉県、東京都、埼玉県及び茨城県において地方公共団体の発注する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の受託実績が多い上位3者を選定する。

- ② 第二次審査は第一次審査にて選定した候補者から提出された見積書、企画提案書及びプレゼンテーション内容について審査をし、採点を行う。

- ③ 一次審査の採点結果及び各選定委員が採点した二次審査の採点に見積書の採点結果を加えたものを各選定委員の評価点とする。

- ④ 各選定委員の評価点を平均し、最上位の者を受注候補者、第二位であるものを次点受注候補者として決定する。

- ⑤ 審査の結果、評価点が60点に満たない場合は受注候補者及び次点受注候補者として選定しないこととする。